

中小企業家同友会
西部協議会特別研修会

コロナに負けるな！ 中小企業の生き残り戦略

事業支援
給付金
助成金

金融支援
融 資

税務支援
申告延長
納税猶予



2020年5月11日
税理士法人シンフォニー
税理士 新井庸義

特別定額給付金のご案内

お一人、10万円の給付です。

申請手続きで皆様が記載する事項を最小限にしています。

誰に？ 令和2年4月27日現在で住民基本台帳に記録されている方

いつから？ 申請の受付開始日は市区町村ごとに決定し、
できるだけ早く申請書を郵送します。
申請は受付開始日から3か月以内にしてください。

どうやって申し込む？

市区町村が申請書に皆様の氏名や生年月日を記載し、郵送します。
感染拡大防止のため、郵送やオンラインでの申請をお願いします。

郵送申請	申請書に振込先口座などを記入して、 必要書類とともに市区町村に返送ください。
オンライン 申請	マイナンバーカードをお持ちの方は、 マイナポータルサイトからオンラインで申請できます。

- 世帯ごとに、記入いただいた口座に振り込みます。
- 口座をお持ちでない方は、必要書類を持って市区町村の窓口にお越しください。窓口で給付します。

▶詳しくは、以下のURLまたはQRコードから
<https://kyufukin.soumu.go.jp>



▶お問合せ先は、こちら（特別定額給付金コールセンター）

0120-260020（フリーダイヤル 応答時間帯：5/2以降平日、休日問わず9:00～18:30）
03-5638-5855（応答時間帯：5/1まで、平日9:00～18:30）

サギ（詐欺）に注意！！

「手伝う」とかたって、皆様の大事な財産を奪おうとする者がいます。
給付金に関連して、国や市区町村が以下のようなことをすることは
【絶対に】ありません。

- 現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- 受給にあたり、手数料の振込みを求めること

不審なメールは、URLをクリックしたり、添付ファイルを開かないでください。

「怪しいな？」と思ったら遠慮なくご相談ください

- ▶お住まいの市区町村
- ▶お近くの警察署
- ▶警察相談専用電話「#9110」
- ▶消費者ホットライン「188」
- ▶新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン「0120-213-188」（5/1以降）

よくあるご質問

マイナンバーカードがないとオンライン申請はできませんか？

オンライン申請にはマイナンバーカードが必要です。
マイナンバーカードをお持ちでない方は郵送申請をお願いします。

DV被害で、住んでいる市区町村と住民票の市区町村が異なります。
どうすればいいですか？

給付を受けるため、できる限り早く、今お住まいの市区町村に、
DVなどを理由に避難していることを申し出て、確認を受けてく
ださい。
詳しくは、その市区町村におたずねください。

外国人にも給付されますか？

令和2年4月27日現在の住民基本台帳に記録されている方なら
外国人の方にも給付されます。
なお、外国人の方のうち、短期滞在者と不法滞在者は住民基本台
帳に記録されていないため、給付されません。

申請書以外に準備すべき書類はありますか？

申請方式により、以下の書類が必要となります。

郵送方式	①本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等の写し ②振込先口座確認書類 金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカード、 インターネットバンキングの画面の写し (水道料引き落とし等に使用している受給権者名義の口座である場合には不要)
オンライン 申請方式	②振込先口座確認書類 ※マイナンバーカードを持っている方は、 電子署名により本人確認を実施するので、①本人確認書類は不要です。

詳しくはこちら

特別定額給付金
コールセンター

0120-260020

(5月2日以降)

03-5638-5855 (5月1日まで)

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications



2
symphony

特別定額給付金申請書

様式1

申請日	令和 年 月 日
令和2年4月27日時点の住民票所在市区町村	
市区町村長殿	

市区町村
受付印

○世帯主(申請・受給者)

(フリガナ) 氏 名	現 住 所	生年月日
プレプリント	プレプリント住所△プレプリント方書	明治・大正・昭和・平成
署名(又は記名押印)	日中に連絡可能な電話番号 ()	年 月 日

下記の事項に同意の上、特別定額給付金を申請します。

- ① 受給資格の確認に当たり、公簿等で確認を行うことがあります。
- ② 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いします。また、他の市区町村に居住地の確認をさせていただくことがあります。
- ③ 市区町村が、下記に記載された受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振り込みが完了せず、かつ、申請受付開始日から3ヶ月後の申請期限までに、市区町村が、世帯主(申請・受給者)又はその代理人に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請を取り下げられたものと見なします。
- ④ 他の市区町村で特別定額給付金を受給した場合には、返還をしていただきます。
- ⑤ 住民基本台帳に記載されている者の属する世帯の世帯主以外の世帯員が、一定の事由により、特別定額給付金を受給していることが判明した場合には、返還をしていただきます。

○給付対象者(下記の記載内容を御確認ください。もし記載の誤りや右欄で受給を希望しない方があれば、朱書きで訂正してください)

氏 名	続柄	生年月日	給付金の受給を希望されない方は チェック欄(□)に×印を御記入ください
1 千代田 太郎	世帯主	昭和60年10月1日	☐
2 千代田 花子	妻	平成2年4月1日	☐
3 千代田 直子	子	令和元年12月31日	☐
4			☐
5			☐
6			☐
合計金額	3 0 0 , 0 0 0 円		

○受取方法(希望する受取方法(下記のA又はB)のチェック欄(□)に『レ』を入れて、必要事項を御記入ください。)

- ☐ A 指定の金融機関口座(世帯主(申請・受給者)又はその代理人の口座に限りです。)への振込を希望
- ☐ この口座が当市区町村の水道料、住民税等の引落し、児童手当等の受給に現に使用している口座であって、世帯主(申請・受給者)の名義である場合(この場合は通帳やキャッシュカードのコピーを添付する必要があります。)
- また、当該口座の確認について、水道部局、税務部局等に照会を行うことを承諾します。
- (希望する口座) ☐ 水道料引落口座 ☐ 住民税等の引落口座 ☐ 児童手当等の受給口座

【受取口座記入欄】(長期間入金のない口座を記入しないでください。)

※通帳番号の記載誤りがないか再度御確認ください。通帳番号の記載誤りがあると、給付が遅れることがあります。

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支 店 名	分 類	口 座 番 号 (左欄めでお書きください。)	(フリガナ) 口 座 名 義
1.銀行 5.協信 2.金庫 6.通協 3.信託 7.信濃通 4.信濃	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は、※欄に御記入ください。)	通帳番号 (左欄めでお書きください。)	(フリガナ) 口 座 名 義
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見当座左またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。	※		
	1 0		

□ B 本申請書を窓口で提出し、後日、給付(この場合は、申請書の郵送の必要はありません。)

(金融機関の口座がない方や金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方が対象となります。)

代理人が申請する場合は、裏面の代理申請(受給)に御記載ください。

(申請書裏面)

【代理申請(受給)を行う場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
			明治・大正・昭和・平成	
			年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、特別定額給付金の		申請・請求 受給 申請・請求及び受給	を委任します。 ←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。	署名(又は記名押印) 世帯主氏名

申請者本人確認書類

写し貼り付け

- ・運転免許証のコピー
- ・マイナンバーカードのコピー
- ・健康保険証のコピー
- ・年金手帳のコピー 等

※ 代理申請(受給)を行う場合は、代理人の本人確認の写しも添付してください。

振込先金融機関口座確認書類

写し貼付け

- 通帳(口座番号が書かれた部分)のコピー
- または
- キャッシュカードのコピー 等

チェックリスト

(以下の項目について必ず御確認の上、確認後はチェック欄(□)にレを入れてください。)

- ☐ ① 御記入いただきました項目に記載漏れ、記載誤りがないか再度御確認ください。
- ☐ ② 特に、御記入いただいた通帳番号と添付した通帳のコピーの番号が一致することを御確認ください。
- ☐ ③ 添付資料に漏れがないか御確認ください。



中小企業の売上減少による支援策概略

売 上	5% 以上減	- 信用保証協会80%保証 - 新型コロナウイルス感染症特別貸付 - 危機対応融資 - 雇用調整助成金（1）	- セーフティーネット5号、指定738業種 - 日本政策金融公庫（最大3億円） - 商工中金（最大3億円） - 企業が支払う休業手当の一部を国が助成（最大90%超）
	20% 以上減	- 借入債務の100%保証 - 納税猶予	- セーフティーネット4号 - 法人税・消費税の支払いを1年間猶予（担保不要・延滞税なし）
	50% 以上減	持続化給付金	法人200万円・個人100万円（最大）
緊急事態宣言後、自治体要請での休業等		- 感染拡大防止協力金 - 雇用調整助成金（2）	- 東京都は100万円（最大） - 平均賃金の100%水準の休業手当を支払った場合、国が全額補助
その他		- 業態転換支援事業補助金 - 申告期限・納付期限の延長	- 飲食店☞テイクアウト・宅配など - 法人税・消費税等（現在のところ期限なし）



持続化給付金 (法人編)

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>



1. 申請の要件を確認する（給付対象者・不給付要件）

■ 給付対象者・不給付要件

● 給付対象者

- (1) 2020年4月1日時点において、次のいずれかを満たす法人であること。
ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であることが必要です。

- ① 資本金の額又は出資の総額（※1）が10億円未満であること。
② 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員（※2）の数が2,000人以下であること。

- (2) 2019年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

※事業収入は、確定申告書（法人税法第二条第一項三十一号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。）別表一における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとします。

- (3) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月（以下「対象月」という。）があること。

※対象月は、2020年1月から申請する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月のうち、ひと月を任意で選択できます。

※対象月の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金などの現金給付を除いて算定することができます。

※1「基本金」を有する法人については「基本金の額」と、一般財団法人については「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替える。

※2「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しない。）

注：一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

● 不給付要件

下記の(1)から(5)のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- (1) 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
(3) 政治団体
(4) 宗教上の組織若しくは団体
(5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと中小企業庁長官が判断する者

1. 申請の要件を確認する（申請期間・方法）

■ 申請期間・方法

(1) 申請期間

給付金の申請期間は令和2年5月1日から令和3年1月15日までとなります。

注：電子申請の送信完了の締め切りが、令和3年1月15日の24時までとなります。

(2) 申請方法

持続化給付金の申請用HP（<https://izokuka-kyufu.jp>）からの電子申請。（電子申請の詳細はP12～を参照してください。）

下記の項目を申請画面に入力し、証拠書類等を申請画面上で添付して申請してください。

■ 入力必須事項

- | | |
|---------------------------------|-------------------|
| ① 法人番号 | ② 法人名 |
| ③ 本店所在地 | ④ 業種 |
| | ⑤ 設立年月日 |
| ⑥ 資本金の額又は出資の総額・常時使用する従業員数 | |
| ⑦ 代表者・担当者情報 | ⑧ 代表者・担当者連絡先 |
| ⑨ 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の事業収入 | |
| ⑩ 決算月 | ⑪ 対象月及び対象月の月間事業収入 |
| ⑫ 法人名義の振込先口座（法人の代表者名義も可。）に関する情報 | |

■ 申請内容を証明する書類等（証拠書類等）

- ① 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表一の控え、及び法人事業概況説明書の控え
※少なくとも、確定申告書別表一の控えには収受日付印が押印されていること。
e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。
- ② 対象月の月間事業収入がわかるもの
※売上台帳、帳面その他の申請日の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。
- ③ 法人名義の振込先口座の通帳の写し
④ その他事務局が必要と認める書類

1. 申請の要件を確認する（給付額の算定方法）

■給付額の算定方法

給付金の給付額は、**200万円を超えない範囲**で対象月の属する事業年度の**直前の事業年度の年間事業収入**から、**対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額**を差し引いたもの（その額に10万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）とします。

※月間事業収入が、**前年同月比50%以下となる月で任意で選択した月**を【対象月】と呼びます。対象月は、**2020年1月から12月までの間で、事業者が選択した月**とします。

例)

- ・ 3月決算の法人が対象月を2020年2月とした場合、前の事業年度は2018年4月から2019年3月となります。
- ・ 12月決算の法人が対象月を2020年2月とした場合、前の事業年度は2019年1月から2019年12月となります。

■給付額の算定式

S：給付額（上限200万円）（※10万円未満は切り捨て）

A：対象月の属する事業年度の**直前の事業年度の年間事業収入**

B：対象月の**月間事業収入**

$$S = A - B \times 12$$

給付の**上限は200万円**となります。

1. 申請の要件を確認する（算定例（3月決算））

■給付額の算定例

給付金額の算定例1)

	2019年												2020年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1月	2月	3月
2019年度	50	30	40	50	40	30	40	50	50	50	30	40			
	2020年												2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1月	2月	3月
2020年度	20														

直前の事業年度（2019年度）の年間事業収入：500万円
 直前の事業年度（2019年度）の4月の月間事業収入：50万円
 2020年4月の月間事業収入：20万円

直前の事業年度（2019年度）の4月分の月間事業収入が50万円、2020年4月の月間事業収入が20万円であり、前年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

$$260万円 = 500万円 - 20万円 \times 12$$

$$260万円 > 200万円（上限額）$$

給付額 200万円

2. 申請する（基本情報・口座情報を入力）

■基本情報の入力

基本情報として入力いただくのは下記の項目です。

①	法人番号	13桁の法人番号を入力してください
②	法人名	会社名を記入してください
③	住所	郵便番号・住所（都道府県・市区町村・番地・ビルマンション名等）
④	書類送付先 ※③と同じ場合は記載不要	郵便番号・住所（都道府県・市区町村・番地・ビルマンション名等）
⑤	業種（日本産業分類）	大分類、中分類で該当する業種をご記入ください（申請画面で選択式）
⑥	設立年月日	法人の場合：設立年月日 西暦で入力してください
⑦	資本金の額又は出資の総額	資本金の額又は出資の総額を入力してください
⑧	常時使用する従業員数	常時使用する従業員の数を入力してください
⑨	代表者役職	代表者の役職を入力してください
⑩	代表者氏名	代表者の氏名とフリガナを入力してください
⑪	代表電話番号	電話番号を入力してください
⑫	担当者氏名	担当者の氏名とフリガナを入力してください 代表者と同じ場合「同上」とご記入ください。
⑬	担当者電話番号	担当者の電話番号を入力してください 代表者電話番号と同じ場合「同上」とご記入ください。
⑭	担当者メールアドレス	担当者のメールアドレスを入力してください ※任意
⑮	前の事業年度の事業収入	前の事業年度分の事業収入の合計を入力してください
⑯	決算月	決算月を入力してください
⑰	対象月	対象月を記入してください
⑱	対象月の月間事業収入	前の事業年度の同月の売上と比較して50%以上減少している月の金額を入力してください

■口座情報の入力

口座情報として入力いただくのは下記の項目です。

①	金融機関名	銀行名を記入してください
②	金融機関コード	金融機関コード（4桁の数字）
③	支店名	支店名を記入してください
④	支店コード	支店コード（3桁の数字）
⑤	種別	普通預金/当預預金
⑥	口座番号	口座番号を入力してください
⑦	口座名義	法人の場合：法人名と一致するもの☑

※口座名義人は申請される法人名と一致している必要がありますが、法人の代表者名義でも可とします。

2. 申請する（証拠書類等の添付）

■証拠書類等の種類

■申請するにあたり下記の3種類の証拠書類等の提出が必要となります。
※スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真でご提出いただけますが、細かな文字が読み取れるようきれいな写真の添付をお願いします。

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	ページ
①	確定申告書類	・確定申告書別表一の控え（1枚） ・法人事業概況説明書の控え（2枚（両面）） ※少なくとも、確定申告書別表一の控えには収受日付印が押されていること。	P15,16
②	2020年分の対象とする月（対象月）の売上台帳等	・対象月の売上台帳等	P17
③	通帳の写し	・銀行名・支店番号・支店名・口座種別 ・口座番号・口座名義人が確認できるもの	P18

※確定申告書別表一の控えには収受日付印が押印されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付することが必要です。（P.16参照）

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

【原則】
確定申告書第一表の控には収受日付印が押印されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付することが必要です。（P.16）

【例外】
収受日付印又は受信通知のいずれも存在しない場合には、税理士による押印及び署名がなされた、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した又は申告予定の月次の事業収入を証明する書類。（様式自由）を提出することで代替することができます。（P.23）

2. 申請する（証拠書類等の添付①-1 確定申告書）

①-1 確定申告書類（計3枚）

- 確定申告書別表一の控え（1枚）
- 法人事業概況説明書の控え（2枚（両面））

→ 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の分を提出してください。
 ※少なくとも、確定申告書別表一の控えには収受日付印が押されていること。
 ※収受日付印の押印がない場合、P.23を参照して下さい。

■ 確定申告書別表一（1枚）

Form 1: Determination Statement (Sei-hen). This is a detailed tax return form with multiple sections for reporting income, deductions, and other financial data. It includes a header section for basic information and several tables for detailed reporting.

■ 法人事業概況説明書（2枚（両面））

Form 2: Corporate Business Overview Explanation (Sei-hen). This form provides a detailed overview of the company's business operations, including a description of the business, financial statements, and other relevant information. It is designed to be filled out by the company's management.

Form 3: Corporate Business Overview Explanation (Sei-hen). This is the second page of the Corporate Business Overview Explanation form, continuing the detailed reporting on business operations and financial data.

前期の売上高
収益計上基準に注意

2. 申請する（証拠書類等の添付①-2 e-Tax）

①-2 確定申告書類 e-Tax（4枚）

■ 受信通知（1枚）

Form 4: Receipt Notification (Sei-hen). This is a receipt notification form from the tax authority, confirming the receipt of the electronic tax return. It includes details about the taxpayer, the tax return, and the date of receipt.

※確定申告書の上に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知」の添付は不要とします。
 ※申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことを確認できるメール詳細がわかるものの画像データを「その他の必要な書類」に添付してください。
 ※受信通知がない場合、P.23を参照して下さい。

+

■ 確定申告書別表一（1枚）

Form 5: Determination Statement (Sei-hen). This is the electronic version of the Determination Statement form, used for filing the tax return electronically.

■ 法人事業概況説明書（2枚（両面））

Form 6: Corporate Business Overview Explanation (Sei-hen). This is the electronic version of the Corporate Business Overview Explanation form, used for filing the tax return electronically.

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。



2. 申請する（証拠書類等の添付②売上台帳等）

②2020年分の対象とする月の売上台帳等

対象月の事業収入額がわかる売上台帳等を提出してください。
フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、
エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。
書類の名称が「売上台帳」でなくても構いません。ただし、提出するデータ
が**対象月の事業収入であることを確認できる資料を提出してください。**
（2020年〇月と明確に記載されている等）

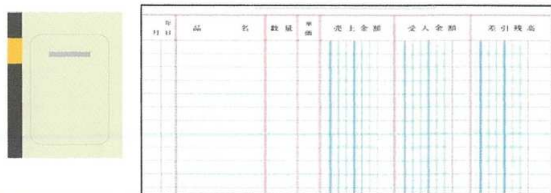
経理ソフトから抽出した売上データ



エクセルで作成した売上データ



手書きの売上台帳のコピーなど



※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

17

2. 申請する（証拠書類等の添付③通帳の写し）

③通帳の写し

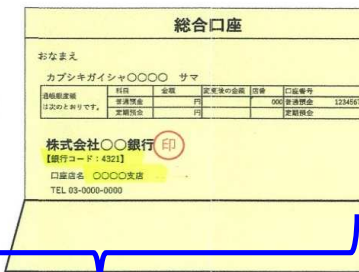
法人名義の口座の通帳の写し。（法人の代表者名義も可）
銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるよう
スキャン又は撮影して下さい。
上記が確認できるように、必要であれば、通帳のオモテ面と通帳を開いた
1・2ページ目の両方を添付してください。

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出
してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を
提出してください。

通帳のオモテ面



通帳を開いた1・2ページ目



電子通帳 画面コピー



【金融機関により違う】

- ・銀行名・支店番号
- ・支店名・口座種別
- ・口座番号・名義人
のすべてをスキャン

！！ご注意ください！！
画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・
名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いが
できません！

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

18

概略①（申請の流れ）

持続化給付金の申請手順

- 1 持続化給付金ホームページへアクセス！


 持続化給付金の申請用HP (<https://jizokuka-kyufu.jp>)
- 2 申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力【仮登録】
- 3 入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、[本登録]へ
- 4 ID・パスワードを入力すると[マイページ]が作成されます
 ● 基本情報 ● 売上額 ● 口座情報 を入力
 法人の基本事項と、ご連絡先
 入力すると、申請金額を自動計算！
 【通帳の写し】をアップロード！
- 5 必要書類を添付
 ● 2019年の確定申告書類の控え
 ● 売上減少となった月の売上台帳等の写し
 ※スマホなどの写真画像でもOK（できるだけきれいに撮ってください！）

申請

持続化給付金事務局で、申請内容を確認
 ※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で、給付通知書を発送／ご登録の口座に入金

概略②（申請のうち本登録の流れ）

宣誓・同意事項のチェック

- ☑ 給付対象要件を満たしていること（満たしていない場合は電子申請で先に進めません）
 - (1) 2020年4月1日時点で、資本金の額又は出資の総額が10億円未満もしくは常時使用する従業員数が2,000人以下
 - (2) 2019年以前から事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続意思があること
 - (3) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月（対象月）が存在すること
- ☑ 必須入力事項及び証拠書類等の内容が虚偽でないこと
- ☑ 不給付要件（給付対象外となる者）に該当しないこと
 - (1) 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
 - (3) 政治団体
 - (4) 宗教上の組織若しくは団体
 - (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと中小企業庁長官が判断する者
- ☑ 事務局及び中小企業庁長官の委任した者が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、立ち入り検査等の調査に応じること
- ☑ 不正受給が判明した場合には、規定に従い給付金の返還等を行うこと
- ☑ 暴力団排除に関する誓約事項に同意すること
- ☑ 持続化給付金給付規程（中小法人等向け）に従うこと

基本情報の入力

事業者の基本情報と連絡先について入力
 ※法人番号を入れたらカンタン

証拠書類等及び給付額の算定に関する特例 はP..22へ

申請フォームの入力

売上情報

- 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入（2019年度か2018年度の金額）
- 決算月（1月～12月）
- 対象月の月間事業収入（2020年の売上減少月の金額）
- 直前の事業年度の対象月の月間事業収入
 →【申請金額】（＝給付額）は自動計算されます

添付資料

- ① 対象月の属する事業年度の直前の事業年度（原則2019年度）の確定申告書別表一の控え（1枚）、及び法人事業概況説明書の控え（2枚（両面））
 計3枚

※確定申告書別表一の控えには収受日付印が押されていること。
 ※e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。

- ② 対象月の月間事業収入がわかるもの（2020年〇月と明確に記載されている）
 ※売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする

口座情報

- 金融機関名 ● 金融機関コード
- 支店名 ● 支店コード
- 種別（普通・当座）
- 口座番号 ● 口座名義人

添付資料

- ① 法人名義の口座通帳の写し（法人の代表者名義も可）
 ※通帳のオモテ面、通帳を開いた1・2ページ目の両方
 ※電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は画面コピー

2. 申請する（申請後の流れ・不正受給時の対応）

■ 申請後の流れ

申請頂いた内容・証拠書類等の確認をさせていただきます。
不明な点が発生した場合、入力いただきましたメールアドレスへ連絡をさせていただきますので、連絡が入りましたらマイページで内容をご確認いただき、対応をお願いします。

申請内容に不備等が無ければ、2週間程度で事務局名義にて申請された銀行口座に振り込みを行います。
なお、確認が終了した際には、給付通知（不給付の場合には不給付通知）を発送させていただきます。通知が到着した際には内容をご確認ください。
※通知の到着前に振込が行われる場合もあることをご了承ください。

■ 不正受給時の対応

提出された証拠書類等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって**不正受給と判断された場合、以下の措置を講じます。**

- ①給付金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額の返還請求。
- ②申請者の法人名等を公表。不正の内容が悪質な場合には刑事告発。

※申請に必要な手続は以上です。

相談ダイヤル

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570

[IP電話専用回線] 03-6831-0613

受付時間 8:30~19:00 5月・6月（毎日）7月から12月（土曜日を除く日から金曜日）

※申請支援窓口の設置場所等については、詳細が決まり次第公表します。

「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい



感染拡大防止協力金 (東京都)

<https://www.tokyo-kyugyo.com/>

感染拡大防止協力金の概要

趣旨	東京都における緊急事態措置等の期間（令和2年4月11～5月6日）において、休業や時間短縮要請の対象施設（事業者）への協力
支給額	50万円（2事業所以上で休業とに取り組む事業者は100万円）
申請要件 （すべての要件を満たすこと）	東京都内に事業所を有する中小企業及び個人事業主 「基本的に休止を要請する施設」に属し、休止を要請されている施設 「施設の種別によっては休業を要請する施設」に属し、休止を要請されている施設 「社会生活を維持するうえで必要な施設」の内、「食事提供施設」に属し、営業時間短縮の協力を要請されている施設 令和2年4月16日から5月6日までのすべての期間（申請書記入期間）のにおいて東京都の要請に応じ休業や時間短縮を行って。る。
申請受付	令和2年4月22日～令和2年6月15日まで
申請方法	オンライン 郵送 持参
不正受給	申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した時は、次の金額を支払う。 協力金 協力金と同額の違約金
申請書類	別紙
	専門家の確認👉 税理士 公認会計士 中小企業診断士 行政書士

申請書類について

1 東京都感染拡大防止協力金申請書兼事前確認書（別紙1）

- （※）協力金の円滑な支給を図るため、裏面に専門家による事前確認欄を設けています。事前確認を受けた場合は、専門家に必ず記入してもらってください。
- （※）オンライン申請の場合は、表面及び裏面全体をスキャナ又は写真で取込み送信ください。
- （※）本協力金の申請をする際には、併せて申請書の写しを必ず専門家に渡してください。
- （※）複数事業所について申請される方は1回の申請にまとめる必要があります。

2 誓約書（別紙2）

- （※）誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者名などの欄は、必ず自署をお願いします。
- （※）オンライン申請の場合は、誓約書全体をスキャナ又は写真で取り込み送信してください。

3 緊急事態措置以前から営業活動を行っていることがわかる書類（次の（1）、（2）及び（3）の書類が全て必要となります。）

（1）営業活動を行っていることがわかる書類（写しで可）

緊急事態措置以前から営業活動を行っていることがわかるよう、法人、個人ともに直近の確定申告書〔控え〕（電子申告の場合は「受付結果（受信通知）」又は「申告書等送信票（兼送付書）」、書面申告の場合は税務署の受付印があるもの）。又は住民税申告書〔控え〕（電子申告の申告受付完了通知又は受付印のあるもの）を提出してください。なお、税務署等の受付印がない場合、これから受付印を受領することは出来ません。「よくある質問」をご確認ください。

（※）上記書類のみでは、緊急事態措置公表時点に営業活動を行っていたことがわからない場合、直近の月末締め帳簿を添付するなど緊急事態措置時点の営業実態がわかる資料を添付してください。

（※）設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は、個人事業の開業・廃業等届出書〔控え〕又は現在事項証明書（登記簿謄本／発行日から3か月以内のもの）や直近の月末締め帳簿を添付するなど緊急事態措置時点の営業実態がわかる資料を添付してください。

（※）申請する事業所ごとの外景（社名や店舗名入り）及び内景の写真並びに事業所ごとの月末締め帳簿など緊急事態措置時点の事業所ごとの営業実態がわかる資料を添付してください。

（2）業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類（写しで可）

対象施設の運営にあたり、法令等が求める営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類等を提出してください。

（例）飲食店営業許可、酒類販売業免許 等

（3）本人確認書類（写しで可）

本人確認のために、次の書類等を提出してください。

（法人）法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等の書類

（個人）運転免許証、パスポート、保険証等の書類

4 休業等の状況がわかる書類（写しで可）

（例）休業を告知するHP、店頭ポスター、チラシ、DM 等

（※）休業する事業所等の名称や状況（休業の期間、営業時間の変更）がわかるよう工夫してください。

（※）複数の施設が混在している場合、対象の施設部分が休業等を確実に実施していることがわかる書類を用意してください。

5 支払金口座振替依頼書（別紙3） ※オンライン申請の場合は押印不要



記入例

東京都感染拡大防止協力金申請書兼事前確認書

別紙 1

東京都緊急事態措置に伴う休業等の要請に基づき、以下のとおり取り組むため、東京都感染拡大防止協力金を申請します。なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

令和 2 年 4 月 24 日

申請事業主

〒 163-8001

東京都知事 殿

所在地 東京都新宿区西新宿 2-8-1

名称 株式会社東京産業

代表者 代表取締役社長 東京太郎
職氏名

対象施設の情報	フリガナ	カフェマルマルニシシシシシシシシシシ			左記の他に 1 所
	名称	カフェ●●西新宿店			
	フリガナ	トウキョウトシシシシシシシシシシ			
	住所	東京都新宿区西新宿 2-8-1			
業態等	種類	商業施設	施設	喫茶店	※休業する都内事業所が2か所以上ある場合は、左記以外のものを裏面に記載してください。
	営業内容	雑貨屋併設喫茶店	施設	喫茶店	
基本情報	フリガナ	カフェマルマルニシシシシシシシシシシ			※休業する都内事業所が2か所以上ある場合は、左記以外のものを裏面に記載してください。
	名称	カフェ●●西新宿店			
業態等	種類	商業施設	施設	喫茶店	※休業する都内事業所が2か所以上ある場合は、左記以外のものを裏面に記載してください。
	営業内容	雑貨屋併設喫茶店	施設	喫茶店	
営業時間の短縮（食事提供施設の場合）	全面休業	☐ 4月16日(木)から5月6日(水)まで、全ての期間休業します。			
	営業時間の短縮	☒ (1) 4月16日(木)から5月6日(水)まで、19時以降に休業します。 ☒ (2) 4月16日(木)から5月6日(水)まで、以下のとおり休業します。			
取組内容	日付	【従来の営業時間】	【期間中の実際の営業時間】	複数の施設等が混在している場合、休業等の要請対象施設は休業等を行っていること等を記載してください。	
	4/16	木 10:00 ~ 21:00	⇒ 10:00 ~ 20:00	下記取組内容に記載する営業時間の短縮等について、営業日や営業時間が異なる場合には、別紙で補完してください。	
取組内容	4/17	金 " " " " " "	⇒ " " " " " "	食事提供施設の場合は、従来は20時から翌朝5時の間、営業を行っていたことを記載する必要があります。全面休業した場合も、従来の営業時間は必ず記載ください。	
	4/18	土 " " " " " "	⇒ " " " " " "		
	4/19	日 定休日	⇒ " " " " " "		
	4/20	月 10:00 ~ 21:00	⇒ " " " " " "		
	4/21	火 " " " " " "	⇒ " " " " " "		
	4/22	水 " " " " " "	⇒ " " " " " "		
	4/23	木 " " " " " "	⇒ " " " " " "		
	4/24	金 " " " " " "	⇒ " " " " " "		
	4/25	土 " " " " " "	⇒ " " " " " "		
	4/26	日 定休日	⇒ 定休日	5時から20時までの間に営業を短縮していること等を記載してください。	
	4/27	月 10:00 ~ 21:00	⇒ 10:00 ~ " "		
	4/28	火 " " " " " "	⇒ " " " " " "		
	4/29	水 " " " " " "	⇒ " " " " " "		
	4/30	木 " " " " " "	⇒ " " " " " "		
5/1	金 " " " " " "	⇒ " " " " " "			
5/2	土 " " " " " "	⇒ " " " " " "			
5/3	日 定休日	⇒ 定休日			
5/4	月 10:00 ~ 22:00	⇒ 10:00 ~ " "			
5/5	火 " " " " " "	⇒ " " " " " "			
5/6	水 " " " " " "	⇒ " " " " " "			
申請事業者名（法人名又は個人事業主名）	フリガナ	カブシキガイシャトウキョウ			中小企業基本法上の中小企業者であることがわかるデータ等を記載してください。個人事業主の方は事業主名（屋号等）をお書きください。
	名称	株式会社東京産業			
中小企業者であることの確認	資本金（又は出資金）	300	万円	中小企業基本法上の業種	小売業
	常時雇用する従業員数	15	人		
申請者の種別	選択	☒ 法人	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	生年 月 日
		☐ 個人事業主	住所(※)		

上記内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。

※申請企業の情報欄における「住所」は添付の本人確認資料記載の住所としてください。

担当者	担当者名	所属	営業部営業課	フリガナ	トウキョウ	ハナコ
	担当者連絡先	固定電話	03-1234-5678	携帯電話	090-1234-5678	

対象施設の情報（2か所目以降）

2	名称	名称（フリガナ）	住所	電話番号
	カフェ●●池袋店	カフェマルマルイクブクロテン	東京都豊島区池袋 1-2-3	03-9876-5432
	営業内容	種類	施設	特記事項
	雑貨屋併設カフェ	商業施設	喫茶店	新宿店と同じ
3	名称	名称（フリガナ）	住所	電話番号
	営業内容	種類	施設	特記事項
4	名称	名称（フリガナ）	住所	電話番号
	営業内容	種類	施設	特記事項
5	名称	名称（フリガナ）	住所	電話番号
	営業内容	種類	施設	特記事項

＜下記いずれかにチェックを入れて下さい＞

- ☐ 専門家による事前確認を行っていません。
☒ 専門家による事前確認を下記の通り行いました。

専門家による事前確認（専門家記載欄）

- ☒ 東京都感染拡大防止協力金申請書兼事前確認書
☒ 誓約書
☒ 緊急事態措置以前に営業活動を行っていることがわかる書類（写し可）
☒ 業種に係る許可や免許を適正に取得していることがわかる書類（写し可）
 ※飲食店営業許可証、酒類販売免許 等
☒ 本人確認書類
☒ 休業等の状況がわかる書類
☒ 支払金口座振替依頼書

私は、株式会社東京産業の
本協力金申請に係る申請要件の確認を行いました。

所在地

東京都中野区中野1-1-1

代表者名・氏名

中野税理士事務所
税理士 中野 一郎

税理士番号、公認会計士番号、中小企業診断士登録番号を記載してください。

中野税理士事務所
税理士 中野 一郎

税理士登録番号

中野税理士事務所
税理士 中野 一郎

公認会計士登録番号

中野税理士事務所
税理士 中野 一郎

中小企業診断士登録番号

中野税理士事務所
税理士 中野 一郎

記入例

誓約書

別紙 2

私は、東京都緊急事態措置に伴う休業等の要請に基づき、「東京都感染拡大防止協力金」の支給を申請するに当たり、下記の内容について、誓約します。

記

<令和2年5月6日以前に申請される方のみ>

- 申請書に記載の休業等を必ず実施します。
- なお、対象施設の営業を再開（対象施設の一部の営業の再開も含む。）する場合には、東京都に事前に連絡します。

<以下、申請される全ての方>

- 申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、協力金の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。
- 東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 施設名（屋号）の公表に応じます。
- 申請書類に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- 業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。
- 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- 東京都が専門家に内容の確認等を行うことに同意します。

東京都知事殿

所在地 東京都新宿区西新宿2-8-1
名称 株式会社 東京産業
代表者名 代表取締役社長 東京太郎

※ 法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

以上
日
ゴム印等を使用せず、法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

記入例

支払金口座振替依頼書

(新規・変更用)

別紙 3

令和2年 4月24日

東京都知事 殿

東京都から私に支払われる 東京都感染拡大防止協力金 は口座振替により受領することを希望します。ついては、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

依頼人 { 住所 新宿区西新宿2-8-1
(連絡先電話番号 03 (1234) 5678)
氏名 株式会社東京産業
代表取締役社長 東京太郎

(法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関・支店コード	種目	口座番号 (右詰めで記入)
みずほ	本店	00011001	1	0123456
信用金庫	支店			
信用組合・農協				
口座名義人 (カタカナ) 30文字まで				
カ) トウキョウサンギョウ				

* 種目：預金種目は、次のコードを記入願います。 : 1普通、2当座、4貯蓄

ご注意

- 新規・変更の該当する部分を○で囲んでください。
- 振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)
- 変更の場合は変更箇所のみご記入ください。



業態轉換支援事業

(東京都中小企業振興公社)

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/conversion.html>

業態転換支援事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策）

都内中小飲食事業者向け

新たなサービスとして
「テイクアウト」「宅配」
「移動販売」を
始める方への支援策

助成限度額
100万円
助成率
4/5以内

都内中小飲食店経営者のみなさまへ

日頃より、都内の「食」及び「飲」を提供いただきありがとうございます。

東京都中小企業振興公社は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う都民の
外出自粛要請等の影響を受け、大きく売上げが落ち込んでいる都内中小飲食事業者のみなさまが
新たなサービス「テイクアウト」「宅配」「移動販売」により
売上げを確保する取り組みに対し、経費の一部を助成いたします。
少しでもみなさまのお役に立てれば幸いです。



TAKE OUT



DELIVERY



MOBILE SHOP



公益財団法人 東京都中小企業振興公社

都内中小飲食店経営者のみなさまへ

新たなサービスとして「テイクアウト」「宅配」
「移動販売」を始めませんか？

■事業の目的

都内中小飲食事業者が、新たなサービスとして「テイクアウト」「宅配」「移動販売」を行うことにより、
売上げを確保する取り組みに対し、経費の一部を助成します。

■助成限度額

100万円（助成率4/5以内）

■期間

交付決定日から令和3年1月末まで
（ただし、着手日から最長3カ月間）

■主な対象経費

新たに「テイクアウト」「宅配」「移動販売」を
開始する際の初期経費等

1. 宅配代行サービス利用の経費

（初期費用、月額使用料、配送手数料 等）
※月額使用料、配送手数料は3カ月以内に限り

2. 新たな取り組みのための販売促進経費

（看板、チラシ、PR映像制作費、広告掲載費 等）

3. 新たな取り組みのための器具備品費

（WiFi導入費、タブレット端末、梱包・包装資材 等）

4. その他

（独自で移動販売する際の宅配用バイク等の
リース・レンタル料 等（3カ月以内に限り））

※詳しくは下記URLよりご覧ください。

■申請、助成金の支払いまでの流れ

公社ホームページから申請書をダウンロード

申請書を作成

申請書及び添付資料を提出（郵送）

※記録が残る簡易書留等の方法により送付

交付決定（書類等の審査がございます）

テイクアウト、宅配、移動販売の取組実施

助成対象経費報告（実績報告）

完了検査

助成金額の確定

助成金の支払い

■問合せ先

公益財団法人東京都中小企業振興公社 事業戦略部経営戦略課 業態転換担当
〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル9F
E-mail: senryaku_josei@tokyo-kosha.or.jp TEL: 03-5822-7232
URL: <https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/conversion.html>



19

symphony

業態転換支援事業概要

助成金	「協力金」や「融資」とは異なり、今後の事業活動に向けた取組経費の一部から助成金額を確定し、取組完了後に後払いで交付するものです。
申請対象	東京都内で飲食業を営む中小企業者（個人事業主含む）
助成限度額	100万円
助成率	助成対象経費の4/5以内（最大経費125万円）
主な助成対象経費	新たにテクアウト・宅配・移動販売を開始する際の初期費用 販売促進費（印刷物制作費、PR映像制作費、広告掲載費 等） 車両費（宅配用バイクリース料、台車 等） 器具備品費（WiFi導入費、タブレット端末、梱包・包装資材 等） その他（宅配代行サービスに係る初期登録料、月額使用料、配送手数料 等）
申請受付	交付決定から令和3年1月31日まで（ただし、着手日（契約・発注日）から最長3ヶ月間） 令和2年4月1日以降で交付決定前に着手した経費も契約・支払いの確認（契約書や発注書、領収書等）ができれば対象となります。
申請方法	郵送のみ（簡易書留）
不正受給	申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した時 助成金の返還 関係者の公表
申請書類	別紙

事前チェック項目（必ずご提出ください。）

会社名 東京公社カフェ
(商号)

※チェックをお願いします。

◆当事業の「助成金」とは・・

☒ 理解した

●「協力金」や「融資」とは異なり、今後の事業活動に向けた取組経費の一部から助成金額を確定し、取組完了後に後払いで交付するものです。

◆誓約

※チェックをお願いします。

●私は、新たに「テイクアウト」「宅配」「移動販売」の取組を開始する飲食店事業者です。

☒ はい

●扱う商品・販売する場所の営業許可は取得しています。

☒ はい

●事業実施にあたっては、関連法令を遵守いたします。

☒ はい

●実施にあたっては、「3つの密」状態にならないよう配慮して取り組みます。

☒ はい

●当助成金に申請する経費は、国や他の自治体が行う補助金等の申請経費と重複していません。

☒ はい

※国の「持続化給付金」・都の「感染拡大防止協力金」との重複は可能です。

◆助成金申請～交付までの流れ

※チェックをお願いします。

この申請手続きは、下図の①です。今後、②～⑨までの手続きがあります。

☒ 理解した

実施者	申請者	公社	公社	申請者	申請者	公社	公社	申請者	公社
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
内容	交付申請	書類審査	交付決定	取組実施	助成対象経費報告 (実績報告)	完了検査	助成金額確定	助成金請求	助成金交付

※チェックをお願いします。

◆申請時に必要な添付資料一覧

☒ 準備した

NO		提出必須の書類	入手先
1	登記簿謄本等	法人▶ 発行後3ヶ月以内の「履歴事項全部証明書」【原本】 個人▶ 都内税務署に提出した「個人事業の開業等届出書」【写し】	法務局 各自保管分
2	納税証明書 (事業税)	法人▶ 直近の「法人事業税」<都税> 【原本】 未決算企業 代表者の直近の「所得税納税証明書」(その1)<国税>【原本】 (課税の方) 直近の「個人事業税」【原本】 個人▶ (非課税の方) 「所得税納税証明書」(その1)<国税>【原本】 1期に満たない方 代表者の直近の「所得税納税証明書」(その1)<国税>【原本】	都税事務所 所管税務署 都税事務所 所管税務署 所管税務署
3	納税証明書 (住民税)	法人▶ 直近の「法人都民税」<都税>【原本】 未決算企業 代表者の直近の「住民税納税証明書」【原本】 個人▶ 住民税の「納税証明書」又は「非課税証明書」【原本】 1期に満たない方 代表者の直近の「住民税納税証明書」【原本】	都税事務所 区市町村役所 区市町村役所 区市町村役所
4	直近1期分の確定申告書 (税務署受付印又は電子申告の受信通知<メール詳細>のあるもの)	法人▶ □別表1 □貸借対照表 □損益計算書【写し】 代表者の直近の「源泉徴収票」【写し】 未決算企業 もしくは、所得税納税証明書(その2)【写し】 個人▶ 2019年分の所得税及び復興特別所得税 □第1表 □収支内訳書 又は 青色申告決算書【写し】 1期に満たない方 代表者の直近の「源泉徴収票」【写し】 もしくは、所得税納税証明書(その2)【写し】	各自保管分 所管税務署 各自保管分 所管税務署
5	食品関係営業許可書	新たな取り組みを行う店舗、施設等にて取り扱う食品の種類、営業の形態に応じた営業等許可書(保健所の飲食店営業許可等)【写し】	各自保管分

公益財団法人東京都中小企業振興公社		公社記入欄	
理事長殿		受付番号	
		受付日	
		受付者	
本店登記 〒101-0024 所在地 東京都千代田区神田和泉町1-13		会社名 (商号)	株式会社東京公社カフェ
※個人事業主の方は納税地を記載		後日、「助成金請求」の際、印鑑証明が必要です。 印鑑証明が取得できる実印を押印ください。	
申請者 (代表者)	役職 オーナー	氏名 公社太郎	実印

※後日、助成金請求の際、印鑑証明をご提出いただきます。

業態転換支援事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策）交付申請書

記載のとおりテイクアウト、宅配、移動販売を実施したいので、別紙の書類を添えて、助成金の交付を申請します。

1 申請の概要

連絡先 所在地	〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13		
T E L	03-5822-●●●●	E-mail	Tokyo-café@tokyo-kosha.or.jp
連絡 担当者	フリガナ コウシャタロウ	部署	ー
	氏名 公社太郎	役職	オーナー
店舗情報	名称 (屋号) 東京公社カフェ	TEL	03-5822-●●●●
個人事業主は 記載不要です。	所在地	〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13	
資本金 (法人のみ)	1,000,000 円	従業員数	10 人
		うち正社員数	2 人
		役員数	2 人
		(監査役を含む)	

2 申請する飲食店の業種

業 種
喫茶店

※定食店 ラーメン店 カレーショップ等

4 業態転換の取組概要

取組の概要	
新型コロナウイルス感染症の流行に伴う、外出自粛要請等の影響を受け、来店客数が大幅に減少。売り上げを確保するために、これまで人気の高かった、コーヒー、カフェラテ、軽食のテイクアウトを7月より始める。ドリンク（コーヒー・カフェラテ）と軽食をセットにしたテイクアウトメニューの販売を始め、最初の3カ月は1日30セット、1月（営業25日）あたり750セットを販売目標に取り組む。現在、2名体制の運営だが、テイクアウト担当として1名を加え計3名で運営を行う予定。また、自粛要請でテレワークが続くため、今回の取組では店舗前看板の設置だけでなく、タウン誌広告やSNS広告（動画広告）を行い、新たな顧客を開拓する。自粛要請が解除されても、テイクアウトは継続し、皆様の憩いの時間を提供しつづけたい。	
開始日は、助成金を申請する経費の最初の発注日もしくは契約日です。	この期間内に契約・発注・支払いが完了した経費が助成対象になります。
長3ヶ月間	
開始 令和 2 年 7 月 20 日	終了 令和 2 年 10 月 19 日

※「開始」は、原則交付決定日以降の年月日となります。
※令和2年4月1日以降で交付決定前に着手した経費を対象としたい場合については、助成対象期間の開始もその日まで遡ることとします。

6 助成経費の計画

※計画に記載していない経費や記載した以上の金額が発生した場合、その部分は助成対象とはなりません。

※助成対象経費への計上限度額は、以下のとおりです。（募集要項「6. 助成対象経費」参照）

・印刷物製作費	30万円	・看板等の製作費	20万円	・梱包・包装資材購入費	15万円
・広告掲載費	20万円	・自転車等購入費	20万円	・店舗内装工事	50万円
・PR映像制作費	20万円	・Wifi等購入費	10万円		
・Webサイト製作費	50万円	・タブレット端末購入費	15万円		

※必ず、申請金額の根拠となる資料（見積書・金額がわかるwebサイトのコピー等）を別紙で提出してください。

NO	経費内容	目的	助成対象経費 (税抜)	根拠資料
例	チラシ2,000部	テイクアウトの広報用	56,000	別紙1
1	タウン誌広告掲載	テイクアウトの広報用	100,000	別紙2
2	テイクアウト動画作成委託	テイクアウトの広報用	150,000	別紙3
3	店舗前看板の作成	テイクアウトの広報用	75,000	別紙4
4	テイクアウト用の容器・箸・レジ袋等	テイクアウト用消耗品	134,500	別紙5
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
合 計 (A)			※最大125万円	459,500

必ず別紙で記載した経費の根拠資料を添付してください。

7 助成金交付申請額

①助成対象経費合計 【上記 (A) の額】	②助成率 【4/5】	③助成金交付申請額 【①×②】※千円未満切り捨て
459,500	0.8	367,000

※最大100万円

申告・納付期限の延長

（財務省・国税庁）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>

申告期限の延長及び納税猶予

期限延長	内 容	コロナウイルス感染症の影響を受けて、期限までに申告が困難な場合には、個別・柔軟に申告期限の延長が認められる。	
	理 由	自社や関係先などで感染の影響を受けただけでなく、次のような理由により通常の業務体制が維持できないことや、決算作業が間に合わない。 体調不良により外出を控えている人がいる 平日の在宅勤務を要請している自治体に住んでいる 感染拡大防止のため企業の推奨により在宅勤務をしている 感染拡大防止のため外出を控えている	
	期 限	申告・納付ができない、やむを得ない理由がやんだ日から2月以内の日を申告・納付期限とする ☞ 申告書等を作成・提出することが可能となった時点	
	税 目	法人税、消費税（中間申告を含む）・源泉所得税など	
	手続き	申告書余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載	
納税猶予	原 則	要 件	納期限から6か月以内に申請 猶予を受けようとする国税以外に滞納がない
		内 容	原則として1年間納税猶予 延滞税の軽減（通常年8.9%☞平成2年中軽減後年1.6%）
	特 例	要 件	令和2年2月以降任意の期間（1ヵ月以上）において前年同期比の収入が20%以上減少 一時に納付することが困難 令和2年6月30日又は納期限のいずれか遅い日迄に申請
		内 容	令和2年2月1日～令和3年1月31日までに納期限が到来する所得税、法人税、消費税等（遡り可能） 1年間の納税猶予 無担保・延滞税なし

【源泉所得税（所得税徴収高計算書）の記載例】

所得税徴収高計算書の「摘要」欄に「新型コロナウイルスによる納付期限延長申請」と記載してください。

[illegible]

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○ 現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持が困難なおそれがある。
- ・ 納税について誠実な意思。
- ・ 納期限から6か月以内に申請がある。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外に滞納がない。

（注） 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。
2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○ 現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年 8.9% → 軽減後 年 1.6%※）。

※令和2年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『特例（特例猶予）』が創設されました！

延滞税なし

1年間猶予

無担保

特例猶予の要件

- 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。
 - ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
 - ② 一時に納税することが困難であること。
- 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する国税が対象です。対象となる国税であれば、既に納期限が過ぎている未納の国税（猶予中のものも含みます。）についても、遡って特例を適用することができます（法律の施行から2か月間（令和2年6月30日まで）に限ります。）。

（注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含まれますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

納税の猶予の特例 新型コロナウイルス税法第3条

猶予の申請方法は裏面へ

令和2年5月

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞税なし

納税を猶予する「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、国税の納付を猶予することができます。
- 担保の提供は不要です。延滞税もかかりません。

（注）猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していたくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす方（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納税を行うことが困難であること。

（注）「一時に納税を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも同半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる国税

- ① 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する所得税、法人税、消費税等ほぼすべての税目（印紙で納めるもの等を除く）が対象になります。
- ② 上記①のうち、既に納期限が過ぎている未納の国税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

- ・ 令和2年6月30日、又は、納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。（※）
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

※ 本特例に関する申請書や手続関係、猶予制度に関する問い合わせ先は以下の国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm



特別融資制度

（公庫・民間金融機関）

https://www.mof.go.jp/financial_system/fiscal_finance/coronavirus-jigyousya/corona-jigyousya.pdf

資金繰り支援内容一覧表（4/14時点）

※この資料は資金繰り支援に関する信用保証制度・融資制度の一覧形式でまとめたものです。
ご自身が使えそうなメニューが分かりましたら、**詳しい情報を支援策パンフレットでご確認ください。**

条件	利用可能メニュー	概要	相談窓口
売上高5%以上減少なら	指定738業種の場合	①セーフティネット5号 ・借入債務の80%を信用保証協会が保証 ・2.8億円（別枠。⑨と共有） ・要件を満たせば 保証料・金利ゼロ の対象	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
		②新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・中小事業3億円、国民事業0.6億円（別枠） ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）
		③商工中金等による「危機対応融資」 ・3億円（別枠） ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内	商工組合中央金庫等
	小規模事業者の場合	④新型コロナウイルス対策マル経融資（拡充） ・1000万円（別枠） ・設備10年（うち据置4年）、運転7年（うち据置3年）以内 ・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）
	生活衛生関係営業（旅館、飲食、理美容店など）の場合	⑤生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・6000万円（別枠） ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 （運転資金は振興計画認定組合の組合員の方のみ） ・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）
		⑥新型コロナウイルス対策衛経（拡充） ・1000万円（別枠） ・設備10年（うち据置4年）、運転7年（うち据置3年）以内 ・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）
さらに、	生活衛生関係営業（旅館、飲食、喫茶）	⑦衛生環境激変対策特別貸付 ・1000万円（別枠） ・運転7年、うち据置2年以内	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）
さらに、	売上高15%以上減少なら	⑧危機関連保証 ・借入債務の100%を信用保証協会が保証 ・2.8億円（別枠） ・ 保証料・金利ゼロ の対象	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
さらに、	売上高20%以上減少なら	⑨セーフティネット4号 ・借入債務の100%を信用保証協会が保証 ・2.8億円（別枠。①と共有） ・ 保証料・金利ゼロ の対象	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
減少幅に関係なく		⑩セーフティネット貸付 ・中小事業7.2億円、国民事業0.48億円 ・設備15年、運転8年、うち据置3年以内	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）

★追加要件を満たせば
実質無利子・無担保の対象
利子補給対象上限
（日本公庫等）中小事業1億円、
国民事業3,000万円
（商工中金）危機対応融資1億円

※沖縄振興開発金融公庫で利用可能な支援内容は別途こちらをご覧ください。

売上高要件の考え方

<創業1年1か月以上>

【公庫（青枠）】最近1か月の売上高と、前年または前々年の同期と比較。
【信用保証協会（緑枠）】最近1か月の売上高と、前年同月と比較 +
その後2ヶ月間（見込み）を含む3ヶ月の売上高と前年同期を比較

<創業1年1か月未満及び店舗・業容拡大しているベンチャー・スタートアップなど（後者は公庫のみ）>

（1）～（3）のいずれかで比較。

【公庫（青枠）】	【信用保証協会（緑枠）】
（1）最近1か月の売上高と過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む）の平均売上高の比較	（1）左記に同じ。
（2）最近1か月の売上高と令和元年12月の売上高の比較	（2）左記に加え、その後2ヶ月間（見込み）を含む3ヶ月の売上高と令和元年12月の売上高の3倍を比較
（3）最近1か月の売上高と令和元年10月から12月の平均売上高を比較	（3）左記に加え、その後2ヶ月間（見込み）を含む3ヶ月の売上高と令和元年10～12月の3ヶ月を比較

この資料は、プロトスター株式会社運営するStartupListに株式会社INQが寄稿した記事を参考にして作成しました。

新型コロナウイルス感染症特別貸付 ～特別利子補給制度～

日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により貸付を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きい事業性のあるフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで、実質無利子化。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第、中小企業庁HP等で公表予定です。

【適用対象】

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

※小規模要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】

- ・期間：借入後当初3年間
- ・補給対象上限：中小事業1億円、国民事業3000万円

※令和2年1月29日以降に、日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」等経由で借入を行った方について、上記特別貸付の遡及適用を受け、①～③の要件を満たす場合には、本制度の遡及適用が可能です。

衛生環境激変対策特別貸付

衛生環境激変対策特別貸付とは？

感染症等の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している生活衛生関係営業者の経営の安定を図るために設けられた、日本政策金融公庫国民生活事業及び沖縄振興開発金融公庫の特別貸付制度。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方

- ①最近1ヵ月間の売上高が前年又は前々年の同期に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。
- ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。

【資金の使いみち】運転資金

【融資限度額】別枠1,000万円（旅館業は別枠3,000万円）

【金利】

基準金利

ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利－0.9%

※貸付期間・担保の有無等により変動

【貸付期間】運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）

～衛生環境激変対策特別貸付をご利用頂いている方へ～

※令和2年1月29日以降にご利用いただいている方においては、一定の要件に該当すれば、ご融資後であっても、ご融資時に遡って新型コロナウイルス感染症特別貸付の融資条件を適用することができます。

詳しくは日本政策金融公庫又は沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

新型コロナ
ウイルス
感染症
特別貸付
の詳細は
2ページ
参照



セーフティネット貸付【公庫】

セーフティネット貸付とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

【融資限度額】

中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

【貸付期間】

設備資金15年以内、運転資金8年以内

【据置期間】

3年以内

【金利】

基準金利

※貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

2月14日（金）より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。

～セーフティネット貸付をご利用頂いている方へ～

新型コロナウイルス感染症特別貸付の詳細は2ページ参照

※令和2年1月29日以降にご利用いただいている方におかれては、一定の要件に該当すれば、ご融資後であっても、ご融資時に遡って新型コロナウイルス感染症特別貸付の融資条件を適用することができます。

詳しくは日本政策金融公庫又は沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

セーフティネット保証【信用保証】 (セーフティネット保証4号・5号)

民間金融機関

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

- ◆ SN 4号：3月2日に全都道府県を対象に指定されました。
- ◆ SN 5号：3月6日に緊急的に40業種を追加指定されたのに続き、3月13日にも316業種を追加指定されました。これにより、508業種が対象となります。指定業種は経済産業省・中小企業庁HPより、ご確認いただけます。

※ご利用手続の流れ（4号・5号）

- ①対象となる中小企業者の方は、本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行います。
- ②希望の金融機関又は最寄りの信用保証協会に認定書を持参し、保証付き融資を申し込みます（事前相談可）。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。
※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

セーフティネット保証 4 号の概要

(参考資料)

1. 制度概要

- 自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合及び都道府県から要請があり国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度。

(参考；信用保険法第2条第5項第4号)

災害その他の突発的な事由であって、その発生に起因して相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られている認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その地域内に事業所を有する中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する中小企業者であり、かつ、当該中小企業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

2. 対象中小企業者

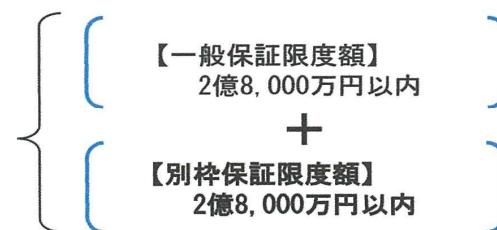
- (イ) 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
 - (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
- (売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

3. 内容（保証条件）

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：100%保証

③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円
※セーフティネット保証5号とは併用可だが、同じ枠になる



セーフティネット保証 5 号の概要

1. 制度概要

○全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。

2. 対象中小企業者

①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少。

※時限的な運用緩和として、2月以降直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可。

例) 2月の売上高実績 + 3月、4月の売上高見込み

②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

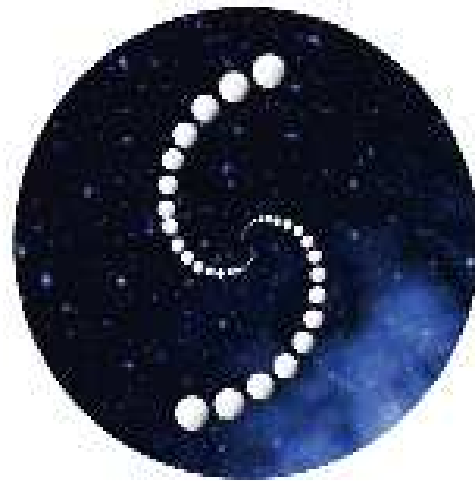
3. 内容 (保証条件)

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：80%保証

③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円 →
※セーフティネット保証4号とは併用可だが、同じ枠になる

$$\left\{ \begin{array}{l} \left[\begin{array}{l} \text{【一般保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内 \end{array} \right] \\ + \\ \left[\begin{array}{l} \text{【別枠保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内 \end{array} \right] \end{array} \right.$$



symphony